

第4次 北海道配偶者暴力防止、被害者保護 及び支援等に関する基本計画

—— 暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして ——

概要版



平成31年(2019年)3月

北海道

■ 計画策定の趣旨

暴力は、被害者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、男女平等参画社会の実現の妨げになるものです。

北海道では、配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に基本計画(第1次)を策定(第2次計画：平成21年3月、第3次計画：平成26年7月策定)し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援に努めてきました。

本計画は、前回計画策定後の社会情勢の変化や道内の暴力被害の現状等を踏まえ、施策を着実に推進するため、新たな「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」として策定しました。

計画で表記する対象者

● 配偶者

本計画では、性別に関わらず、次の者を「配偶者」と表記します。

- 1 配偶者及び元配偶者
- 2 婚姻の届出を出していないいわゆる「事実婚」の関係にある者(事実婚を解消した場合を含む。)
- 3 生活の本拠を共にする交際相手(同性を相手とする交際も含む。)

● 交際相手

本計画では、共同生活を営んでいない交際相手いわゆる「恋人」(同性を相手とする交際も含む。)などを「交際相手」と表記します。

● パートナー

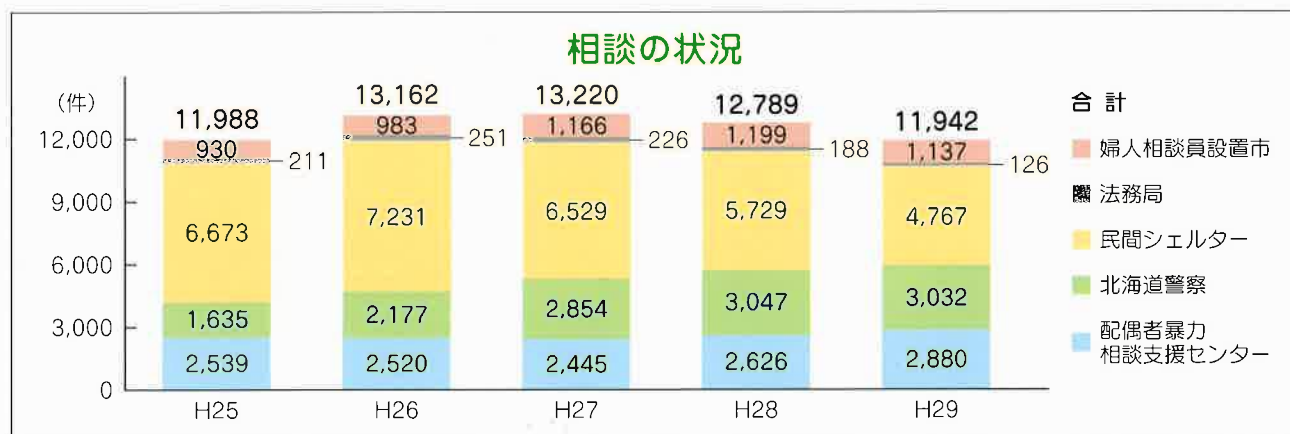
本計画では、配偶者及び交際相手を「パートナー」と表記します。

■ 計画の位置付け

- 配偶者暴力防止法に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する道の基本計画。
- 第3次北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に関わる具体的な施策の方向を示す計画。
- 本計画は、道の各機関の相互の連携協力により推進するとともに、他の行政機関、民間団体等へ当該計画への理解と協力を要請。

■ 計画の期間

2019年度から概ね5年間。



■ 計画策定の趣旨

暴力は、被害者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、男女平等参画社会の実現の妨げになるものです。

北海道では、配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に基本計画(第1次)を策定(第2次計画：平成21年3月、第3次計画：平成26年7月策定)し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援に努めてきました。

本計画は、前回計画策定後の社会情勢の変化や道内の暴力被害の現状等を踏まえ、施策を着実に推進するため、新たな「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」として策定しました。

計画で表記する対象者

● 配偶者

本計画では、性別に関わらず、次の者を「配偶者」と表記します。

- 1 配偶者及び元配偶者
- 2 婚姻の届出を出していないいわゆる「事実婚」の関係にある者(事実婚を解消した場合を含む。)
- 3 生活の本拠を共にする交際相手(同性を相手とする交際も含む。)

● 交際相手

本計画では、共同生活を営んでいない交際相手いわゆる「恋人」(同性を相手とする交際も含む。)などを「交際相手」と表記します。

● パートナー

本計画では、配偶者及び交際相手を「パートナー」と表記します。

■ 計画の位置付け

- 配偶者暴力防止法に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する道の基本計画。
- 第3次北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に関わる具体的な施策の方向を示す計画。
- 本計画は、道の各機関の相互の連携協力により推進するとともに、他の行政機関、民間団体等へ当該計画への理解と協力を要請。

■ 計画の期間

2019年度から概ね5年間。



■ 第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画



第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画の内容



計画策定の趣旨

暴力は、被害者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、男女平等参画社会の実現の妨げになるものです。

北海道では、配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に基本計画(第1次)を策定(第2次計画：平成21年3月、第3次計画：平成26年7月策定)し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援に努めてきました。

本計画は、前回計画策定後の社会情勢の変化や道内の暴力被害の現状等を踏まえ、施策を着実に推進するため、新たな「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」として策定しました。

計画で表記する対象者

● 配偶者

本計画では、性別に関わらず、次の者を「配偶者」と表記します。

- 1 配偶者及び元配偶者
- 2 婚姻の届出を出していないいわゆる「事実婚」の関係にある者(事実婚を解消した場合を含む。)
- 3 生活の本拠を共にする交際相手(同性を相手とする交際も含む。)

● 交際相手

本計画では、共同生活を営んでいない交際相手いわゆる「恋人」(同性を相手とする交際も含む。)などを「交際相手」と表記します。

● パートナー

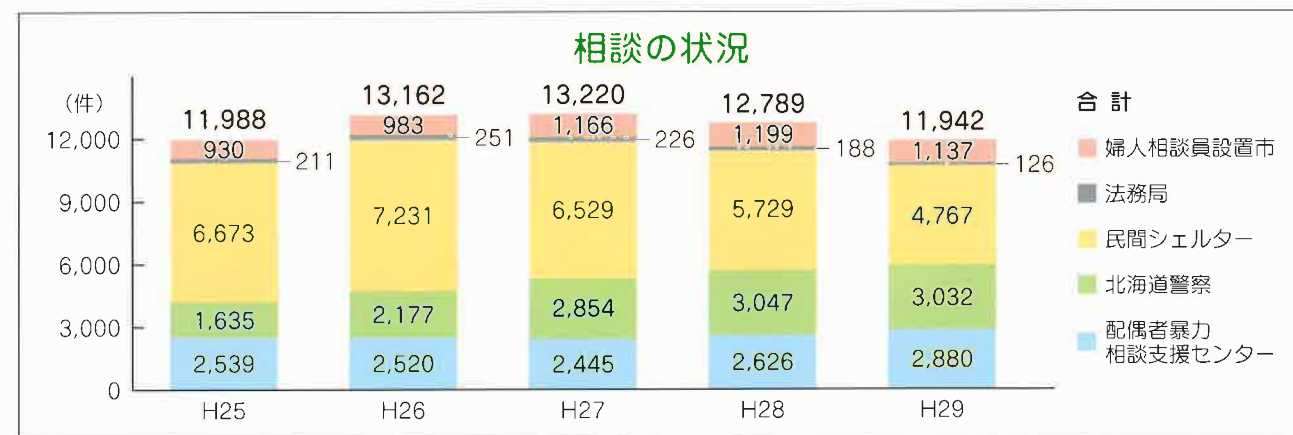
本計画では、配偶者及び交際相手を「パートナー」と表記します。

計画の位置付け

- 配偶者暴力防止法に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する道の基本計画。
- 第3次北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に関わる具体的な施策の方向を示す計画。
- 本計画は、道の各機関の相互の連携協力により推進するとともに、他の行政機関、民間団体等へ当該計画への理解と協力を要請。

計画の期間

2019年度から概ね5年間。



基本計画の被害者支援フロー図



「DV」「デートDV」チェックリスト

それは、DVかもしれません

パートナーからあなたに、こんなことはありませんか？
下記のチェックで、2人の関係を見つめ直してみましょう。

DVを受けていませんか？

- ☐ あなたを平手で打ったり、蹴ったりする。
- ☐ 刃物などを突きつけて、命の危険を感じるような恐怖を与えることがある。
- ☐ 「バカ」「能なし」とののしり、無視する。
- ☐ あなたが友達や両親と交際するのを嫌がる。
- ☐ あなたの大事なものを壊す。
- ☐ 拒否しているのに性行為を強要する。
- ☐ 見たくないのに、アダルトビデオを見せたり同じことをさせようとする。
- ☐ 生活費を渡さない。
- ☐ 「外で働くな」「仕事をやめよう」と言う。
- ☐ パートナーの機嫌が悪くならないように、いつも神経を張り詰めて生活している。

デートDVをしていませんか？ 受けていませんか？

あなたから相手に、相手からあなたに、こんなことはありませんか？
下記のチェックで、2人の関係を見つめ直してみましょう。

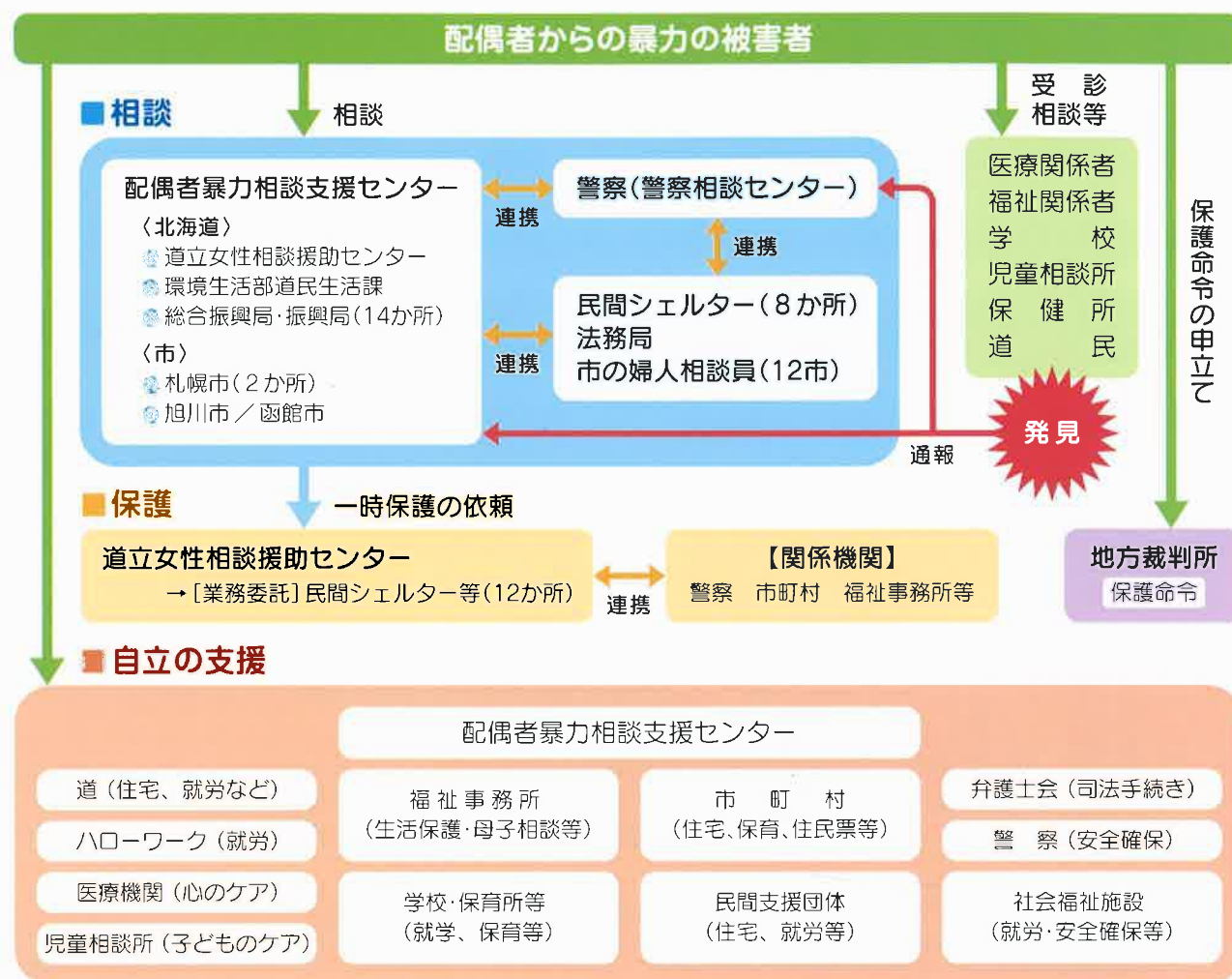
デートDVを受けていないかな？

- ☐ 「バカ」「何にもできないやつ」などと、傷つく言い方をする。
- ☐ 相手との用事を最優先にしないと不機嫌になる。
- ☐ ケータイをチェックして、「他の人のアドレスを消せ」と言われる。
- ☐ 相手を怖いと思うことがある。
- ☐ 「俺が好きなら、いいだろう」と気が進まないことをさせようとする。

デートDVをしていないかな？

- ☐ 相手が言うことをきかないとイライラする。
- ☐ 相手がケータイにすぐ出なかったり、SNSやメールで返信しないと、不機嫌になる。
- ☐ 相手がどんな人と話しているかが、気になって仕方がない。
- ☐ 腹が立つと相手の前で、物をたたいたり、大きな声をだしたりする。
- ☐ 相手が自分のことを好きなら、嫌なことでも応ずるべきだと思う。

■ 基本計画の被害者支援フロー図



■ 「DV」「デートDV」チェックリスト

！ それは、DVかもしれません

パートナーからあなたに、こんなことはありませんか？
 下記のチェックで、2人の関係を見つめ直してみましょう。

DVを受けていませんか？

- ☐ あなたを平手で打ったり、蹴ったりする。
- ☐ 刃物などを突きつけて、命の危険を感じるような恐怖を与えることがある。
- ☐ 「バカ」「能なし」とののしり、無視する。
- ☐ あなたが友達や両親と交際するのを嫌がる。
- ☐ あなたの大事なものを壊す。
- ☐ 拒否しているのに性行為を強要する。
- ☐ 見たくないのに、アダルトビデオを見せたり同じことをさせようとする。
- ☐ 生活費を渡さない。
- ☐ 「外で働くな」「仕事をやめよう」と言う。
- ☐ パートナーの機嫌が悪くならないように、いつも神経を張り詰めて生活している。

！ デートDVをしていませんか？受けていませんか？

あなたから相手に、相手からあなたに、こんなことはありませんか？
 下記のチェックで、2人の関係を見つめ直してみましょう。

デートDVを受けていないかな？

- ☐ 「バカ」「何にもできないやつ」などと、傷つく言い方をする。
- ☐ 相手との用事を最優先にしないと不機嫌になる。
- ☐ ケータイをチェックして、「他の人のアドレスを消せ」と言われる。
- ☐ 相手を怖いと思うことがある。
- ☐ 「俺が好きなら、いいだろう」と気が進まないことをさせようとする。

デートDVをしていないかな？

- ☐ 相手が言うことをきかないとイライラする。
- ☐ 相手がケータイにすぐ出なかったり、SNSやメールで返信しないと、不機嫌になる。
- ☐ 相手がどんな人と話しているかが、気になって仕方がない。
- ☐ 腹が立つと相手の前で、物をたたいたり、大きな声をだしたりする。
- ☐ 相手が自分のことを好きなら、嫌なことでも応ずるべきだと思う。

■ 北海道の相談窓口

■ 配偶者暴力相談支援センター

北海道立女性相談援助センター （女性相談専用）	TEL 011-666-9955	平 日 … 9:00～17:00・17:30～20:00 土日祝 …………… 9:00～17:00
----------------------------	------------------	--

北海道環境生活部道民生活課	TEL 011-221-6780	平 日 … 9:00～17:00
---------------	------------------	------------------

総合振興局・振興局	平 日 … 9:00～17:00
-----------	------------------

空知総合振興局 TEL 0126-25-5648	渡島総合振興局 TEL 0138-47-5789	オホーツク総合振興局 TEL 0152-45-0500
石狩総合振興局 TEL 011-232-4760	檜山総合振興局 TEL 0139-52-5785	十勝総合振興局 TEL 0155-26-9029
後志総合振興局 TEL 0136-22-5838	上川総合振興局 TEL 0166-46-5081	釧路総合振興局 TEL 0154-41-1110
胆振総合振興局 TEL 0143-22-5286	留萌振興局 TEL 0164-43-0011	根室振興局 TEL 0153-24-5756
日高振興局 TEL 0146-22-2921	宗谷総合振興局 TEL 0162-33-3399	男性相談専用ダイヤル TEL 011-661-3210

札幌市配偶者暴力相談センター	TEL 011-728-1234	平 日 … 8:45～20:00／土日祝 … 11:00～17:00
----------------	------------------	------------------------------------

札幌市男女共同参画室	TEL 011-211-3333	平 日 … 8:45～17:15
------------	------------------	------------------

旭川市配偶者暴力相談支援センター	TEL 0166-25-6418	平 日 … 8:45～17:15
------------------	------------------	------------------

函館市配偶者暴力相談支援センター	TEL 0138-21-3010	平 日 … 8:45～17:30
------------------	------------------	------------------

■ 北海道警察

警察本部・各方面本部警察相談センター	TEL #9110	24時間対応（相談専用）
--------------------	-----------	--------------

■ 民間シェルター

〔札幌市〕女のスペース・おん	TEL 011-219-7011	平 日 … 10:00～17:00
〔函館市〕ウィメンズネット函館	TEL 0138-33-2110	平 日 … 10:00～17:00
〔旭川市〕ウィメンズネット旭川	TEL 0166-24-1388	平 日 … 18:00～21:00
〔室蘭市〕ウィメンズネット・マサカーネ	TEL 0143-23-4443	平 日 … 10:00～17:00
〔帯広市〕駆け込みシェルターとかち	TEL 0155-23-9911	平 日 … 14:00～17:00
〔北見市〕ウィメンズ・きたみ	TEL 0157-24-7293	平 日 … 13:00～16:00
〔苫小牧市〕ウィメンズ結	TEL 0144-32-0100	平 日 … 10:00～16:00
〔釧路市〕駆け込みシェルター釧路	TEL 0154-32-7704	平 日 … 13:00～16:00

■ 市の婦人相談員

札幌市	中央区	TEL 011-511-7224	函館市	子育て支援課	TEL 0138-21-3010
	北区	TEL 011-757-2563		亀田福祉事務所	TEL 0138-45-5481
	東区	TEL 011-711-3214		旭川市	TEL 0166-25-6418
	白石区	TEL 011-861-0336		室蘭市	TEL 0143-45-2022
	厚別区	TEL 011-895-2499		釧路市	TEL 0154-31-4204
	豊平区	TEL 011-822-2473		帯広市	TEL 0155-65-4230
	清田区	TEL 011-889-2051		北見市	TEL 0157-25-1137
	南区	TEL 011-522-5780		夕張市	TEL 0123-52-3168
	西区	TEL 011-621-4242		網走市	TEL 0152-44-6111
小樽市	手稲区	TEL 011-681-1211		苫小牧市	TEL 0144-32-6369
		TEL 0134-22-6010		千歳市	TEL 0123-24-0559

■ 人権相談

女性の人権ホットライン（全国共通）	ナビダイヤル 0570-070-810	平 日 … 8:30～17:15
みんなの人権110番（全国共通）	ナビダイヤル 0570-003-110	平 日 … 8:30～17:15

平成31年（2019年）3月

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 TEL 011-204-5217 FAX 011-232-4820

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/danjo-top.htm>